

告 示

埼玉県告示第千三百三十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十一月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人循環型地域振興匠工房

（変更後） NPO法人匠工房

三 代表者の氏名

村野 直美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市大字下富千百八十九番地の三十

五 定款に記載された目的

この法人は、少子高齢化に伴う様々な問題と、非循環社会問題構造を解決改善等に担う活動を提供及び提案し、地域住民がより良い生活をする為に自分たちの持てる力を発揮し、諸問題のサポート提案事業等を行い住みよい街づくりの推進に寄与することを目的とする。